

### 定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を二宮町監査基準に準拠して執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

令和8年1月6日

二宮町監査委員 間中 晟  
二宮町監査委員 羽根 かほる

1. 監査の種類

定期監査

2. 監査の実施日

令和7年10月15日（水）

3. 監査を行った監査委員

監査委員 間中 晟

監査委員 羽根 かほる

4. 監査対象とした部課等

政策部財務課

福祉部福祉保険課

こども・健康部こども支援課

総務部デジタル推進室

5. 監査の範囲

令和6年度の財務の状況並びに令和7年度8月末における事務の状況

6. 監査の実施内容

財務に関する事務が、法令等に基づき適正に行われているかどうかを主眼として、監査説明書により書面調査を実施するとともに、関係職員の説明を求めた。

## 7. 所掌事務の概要

### （1）財務課

予算編成、町債及び一時借入金、各種交付金、財政状況の公表、基金の管理、入札の執行、寄附の受付等を担当している。

### （2）福祉保険課

社会福祉事業及び障害者福祉事業の計画調整、民生委員・児童委員、自立支援医療、国民健康保険事業の企画及び運営、神奈川県後期高齢者医療広域連合との連絡調整に関すること等を担当している。

### （3）こども支援課

子育て支援の企画及び調整、児童手当等、ひとり親家庭等医療費の助成、保育所及び保育料、百合が丘保育園及び子育てサロンの管理運営に関するここと、学童保育に関するここと、一時預かり事業に関するここと、こどもの権利に関するここと等を担当している。

### （4）デジタル推進室

デジタル化施策の企画及び推進、デジタル化に係る調整及び研究、行政及び地域のデジタル化の推進、情報システム業務の総合的企画及び調整、情報システム組織の整備、運用及び管理、情報通信ネットワークの整備及び運営に関するここと等を担当している。

## 8. 監査結果

各課室とも、令和6年度予算の執行及び所管業務等財務に関する事務については、概ね適正に執行されているものと認められる。

以上